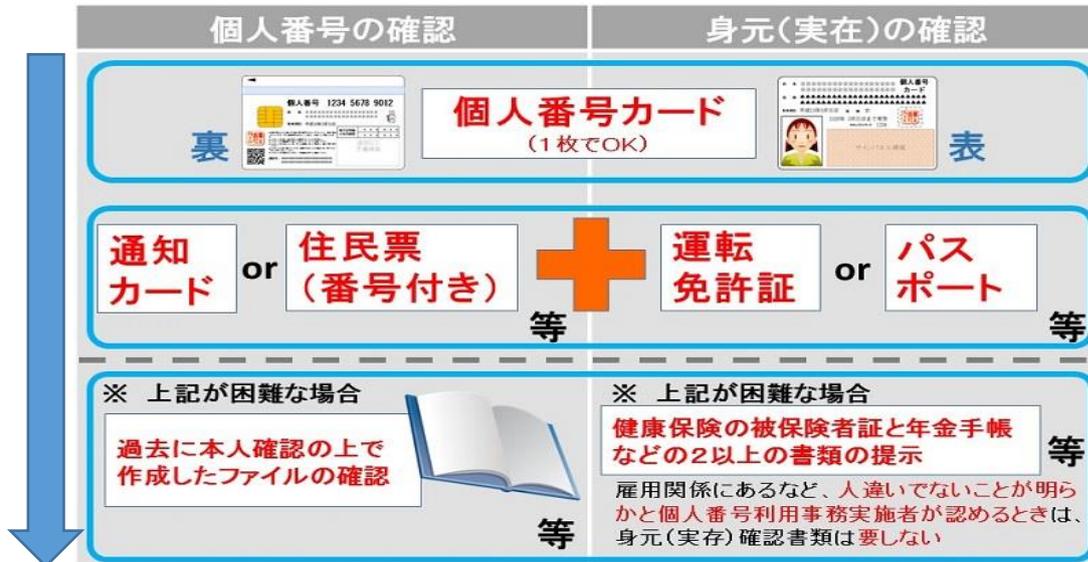


個人番号についてのお知らせ

平成28年1月1日から 要介護認定 に関する申請書の変更を行いました。
申請書には、「個人番号」記入欄を設けていますが、当面の間、記入がなくても申請を受付いたします。

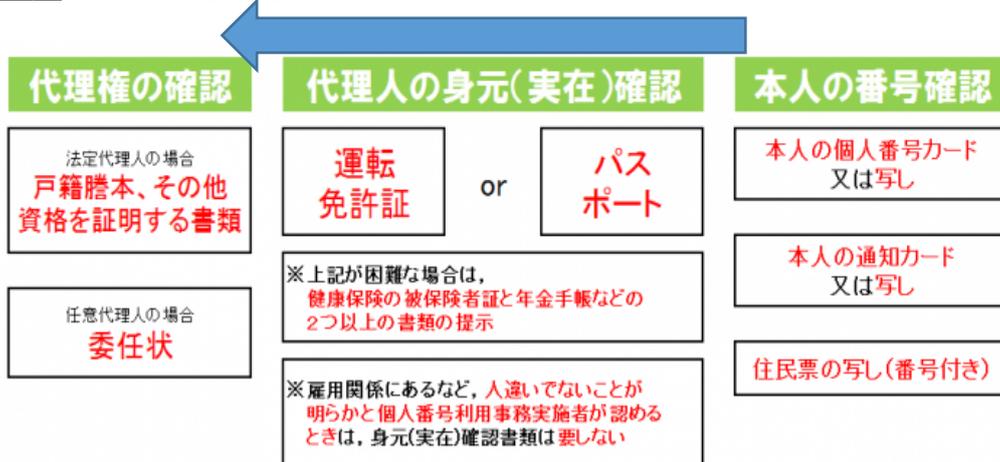
個人番号を記入して申請を行なう場合

① 本人による申請の場合



- (1) 個人番号カード で正しい個人番号であることを確認し、
- (2) 運転免許証 などの写真付き身分証明書 → 1点の確認 もしくは、
写真の無い 健康保険証 や 年金証書 など → 2点以上の確認
でもって、本人確認をさせていただきます。

② 代理人による申請の場合



- (1) 被保険者本人の個人番号カード(写し) や 番号付き住民票の写し などで番号確認を行い、
- (2) 代理人の個人番号カード や 運転免許証 などの写真付き身分証明書 → 1点の確認 もしくは、
代理人の写真の無い 健康保険証 や 年金証書 など → 2点以上の確認
でもって、代理人の本人確認をさせていただきます。
- (3) 委任状提示の代替として、本人から委任されているかどうかについては、サービス計画作成等の届出によって、事業所との関係が確認ができること、本人しか知り得ない情報を持ち合わせていること で確認させていただきます。

お問い合わせ 福祉保健課 介護保険係
☎ 672-5986